



名寄市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 5年4月 1日
至 令和1 5年3月31日

【令和7年4月1日変更】

北海道名寄市

【変更の理由】

上川北部地域森林計画に適合させるための変更

【変更内容】

- (1) 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」にヤナギに係る標準伐期齢及び注記を追記
- (2) 「Ⅲ 森林の保護に関する事項」にナラ枯れ被害の未然防止等について追記
- (3) その他細かい文言の修正・追記（「等」の追記等）

【変更が有効となる年月日】

令和7年4月1日

目 次

I 伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題.....	1
2 森林整備の基本方針.....	2
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	8

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）.....	9
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	9
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	10
3 その他必要な事項.....	11
第2 造林に関する事項.....	12
1 人工造林に関する事項.....	12
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
2 天然更新に関する事項.....	14
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	16
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準.....	17
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項.....	17
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	17
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	17
2 保育の種類別の標準的な方法.....	18
(1) 下刈り	
(2) 除伐	
(3) つる伐り	
3 その他必要な事項.....	19
(1) その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	20
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	20
(1) 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養 ^{かん} 林）	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養 ^{かん} 機能維持林以外の森林	

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(1)	区域の設定	
(2)	施業の方法	
3	その他必要な事項	22
(1)	水資源保全ゾーン	
(2)	生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3)	生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	24
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	24
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	24
5	その他必要な事項	25
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
4	その他必要な事項	26
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	26
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
(1)	路網密度の水準	
(2)	作業システムに関する基本的な考え方	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	27
3	作業路網の整備及び維持管理に関する事項	27
(1)	基幹路網に関する事項	
(2)	細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	29
第8	その他必要な事項	29
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
(1)	人材の育成・確保の方向	
(2)	林業事業体の経営体質強化	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	30
(1)	林業機械化の促進方向	
(2)	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
(3)	林業機械化の促進方策	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	31
4	その他必要な事項	32

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項.....	33
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	33
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項.....	33
第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の防除その他の森林保護に関する事項.....	34
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法.....	34
(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）.....	34
3 林野火災の予防の方法.....	35
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	35
5 その他必要な事項.....	35
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域.....	36
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	36
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	36
4 その他必要な事項.....	36

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項.....	37
2 生活環境の整備に関する事項.....	37
3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項.....	37
4 森林の総合利用の推進に関する事項.....	37
5 住民参加による森林の整備に関する事項.....	38
(1) 地域住民参加による取組みに関する事項	
(2) 上下流域連携による取組みに関する事項	
(3) その他	
6 その他必要な事項.....	38
(1) 特定保安林の整備に関する事項	
(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
(4) 森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	

別表1 公益的機能別施業森林の区域.....	42
別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、森林施業の方法を特定すべき森林等の区域.....	52

別表 3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在.....	55
別表 4	鳥獣害防止森林区域.....	57

I 伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、天塩川と名寄川の合流点に位置し、東部の北見山脈と、西部を縦走する天塩山脈の支脈である雨竜山脈に囲まれる狭長な盆地で、気候温暖の肥沃な地を形成しています。

本市の総面積は53,486ヘクタールであり、森林面積は33,388ヘクタールと総面積の62パーセントを占めています。民有林面積は24,767ヘクタールで、その内訳は一般民有林14,925ヘクタール、道有林9,842ヘクタールとなっており、そのうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は13,111ヘクタールであり、人工林率53パーセントで全道平均（33パーセント）を上回っています。また、一般民有林の人工林面積は8,884ヘクタールで人工林率60パーセントとなっています。この人工林のうちⅧ齢級以上が過半数を占めているため、木材の循環利用の取り組みが必要であり、今後、保育や間伐を適正に実施していくことが重要です。市有林においては、主伐及び再造林の時期を迎えたカラマツ及びトドマツが増加していることから、令和5年度以降、年10～20ヘクタール程度の更新を図るものとします。

本市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯で、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯の林分構成となっています。

また、森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから、それぞれの地域にあった森林整備を進めることが必要です。

市内における主な造林業者は上川北部森林組合で、市内の山林の大部分の造林業務はこの森林組合で施業されているのが現状であり、民間事業体の育成が必要となっています。

造林事業で生産された木材については、上川北部森林組合において製材やパルプ材等に利用され、北森協同組合や民間製材業者も同じように利用しています。

○ 名寄地区の状況

森林の所在は大きく分けて天塩川の西側に位置する西部地区、名寄川の東側に位置する東部地区、そして智恵文地区の三つの地域に区分することができます。

西部の曙、砺波、瑞穂、弥生地区と智恵文地区は、郷土樹種であるカラマツやトドマツの造林が盛んに行われた地区であり、伐期を迎える林分が多く存在し、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採の推進及び多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備を図ることが重要となります。

西部においては、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備が必要です。

東部の中名寄地区は、天然生の広葉樹が広く存在し、森林の持つ公益的機能を発揮できる森林整備が重要です。

また、日進地区は、のどかな農村景観や恵まれた森林を生かしながら、文化・レジャー・スポーツをテーマとした「なよろ健康の森」を整備し、市民の健康と体力づくりに森林の有効活用を図るとともに、「トムテ文化の森」の森林学習施設においては、森林の情操教育や生涯学習

並びに森林・林業の普及体験の場とした体験林を配し、森林・林業の普及教育を図るとともに更なる施設内容の充実が必要です。

○ 風連地区の状況

東部の東風連・池の上地区は昭和20～30年代に、カラマツを中心とした造林が盛んに行われており、齢級構造も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在しています。特に、池の上地区は、忠烈布ダムを中心とした自然公園があり、湖と森林とを有機的に結びつけたふれあいの場として活用が期待されています。また、この地区は保安林が多く、今後は保安林改良が必要となってきます。

南東部の日進地区も2つのダム湖があり、特に御料ダム周辺は自然景観に優れています。ここはカラマツとトドマツが中心であり、まだ若齢林分が多く、今後、保育間伐を中心としていく必要があります。

西部の西風連地区においても、カラマツ及びトドマツの若齢林分中心の林分構成となっており、人工林を中心としてさらなる保育間伐が必要となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「木材等生産林」という。)の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環

境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域(以下「森林の区域」という)を設定します。

さらに、「水源涵^{かん}養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」を、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために、特に保全が求められている森林について「生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の有する5機能】

機能	機能の内容	主な森林
水源涵 ^{かん} 養	・水資源を維持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能	・水源かん養保安林 ・水害防備保安林 ・干害防備保安林 ・ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源 地周辺の森林 ・地域の用水源として重要な溪流等の周辺の森林 等
山地災害防止	・自然現象による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・落石防止保安林 ・砂防指定地内の森林 ・急傾斜地崩壊危険区域内の森林 ・山地災害危険地区内の森林 等
快適環境形成	・風雪、霧等による生活環境の悪化を防止し、快適な環境を保全・形成する	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・防雪保安林 ・騒音の発生源の周辺に所在する森林 等

保健文化	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能 ・自然環境を保全・形成する機能	・保健保安林 ・風致保安林 ・自然公園特別地域内の森林 ・鳥獣保護区特別保護区内の森林 ・森林公園等地域の保健・文化・教育的利用に適した森林 等
木材等生産	・森林で生産される木材等の資源を培養する機能	・材木の生育に適した土壌に立地し、木材として利用するうえで良好な樹木から構成されている森林等

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 かん	水源涵養林 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っている等、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物等と一体となって、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成等野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林等の多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林等の多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

エ 次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

【名寄地区の状況】

- (ア) 西部地区、智恵文地区においては、成熟しつつあるカラマツやトドマツの人工林資源を活用するため、作業路網の整備を図りながら間伐を中心に、計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。
- (イ) 東部の中名寄地区においては、森林の公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。特に森林施業にあたっては、皆伐の抑制、成林可能な無立木地の解消等に留意するとともに、育成単層林における保育、間伐の積極的な推進、天然生林の適確な保全・管理等、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的な充実を基軸とした森林整備の推進を図ることとします。
- (ウ) 東部の日進地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため広葉樹の育成を図るとともに、市民の憩いの場としての整備を推進することとします。
- (エ) 西部及び北部の一部においては、山地災害防止機能を重視し、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備を進めることとします。
- (オ) これからの森林整備を推進するうえで、最も重要となる林業労働力について、本市の林業労働の担い手である森林組合は現在保育作業を中心とした作業体制となっています。今後主伐期を迎える林分が多く間伐を計画的に推進するためにも、高性能林業機械を利用した機械作業システムの継続した導入を含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとします。

【風連地区の状況】

- (ア) 池の上地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため広葉樹・針葉樹の育成を図るとともに、森林の整備を促進することとします。
- (イ) 日進地区においては、成熟しつつあるトドマツ・カラマツ人工林資源を活用するため、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。
- (ウ) 東風連・西風連地区においては山地災害防止機能を重視することとし、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備を進めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採についてはⅠの「伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項」を踏まえ、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候や地形、土壌等の自然的条件、森林資源の造成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意し行うこととします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する林分にあつては、第4の「1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」及びⅤの「6 その他必要な事項」に定めるそれぞれの施業方法によることとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本市における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。

樹 種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	ヤナギ（注1）	5
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2）	25

（注1） 敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期及び保安林等の伐採規則に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- (1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐は主伐のうち択伐以外のものとし、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模並びに伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

特に水源涵養林^{かん}にあつては更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりや森林の構造に留意し伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

伐採の時期については地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木・帯状、又は、樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下）とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率により、一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法

については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

- (4) 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊や生態系のかく乱等につながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を作業道・集材路に限定する等により、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

- (5) 伐採等の実施にあたっては降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設する等、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨時により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行う等、時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造林を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこと

とします。

- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの「2 森林整備の基本方針」を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質や土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況等適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め幅広く樹種を検討することとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給等が期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

ウ 山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

エ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区分	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ及びその他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ適切な樹種を選択する事に努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等を考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避等、多様な森林の整備に配慮して行うものとします。適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質や土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造

林の一貫作業についても努めることとします。

- (ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- (エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け必要に応じて植え穴を大きくして植え付ける等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。
- (オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- (カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず、本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く通直性や耐鼠(ソ)性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分に発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

- (キ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。
- (ク) コンテナ苗の植栽時期については、第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

【人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【その他人工造林の方法】

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈り地拵え

植付けの方法		普通穴植え	
植栽の時期	春植	全樹種	～6月上旬
	秋植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
		カラマツ、その他	10月上旬～11月下旬

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合は上層木の枝下部の植栽を避け、植栽本数については標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなどの高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽の強い樹種とします。

区 分	標準的な方法
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50センチメートル程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が、幼齢林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30パーセント以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50センチメートル程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30パーセント以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新

の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業、又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

（注1） 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2） 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3） 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4） 「立木度」とは、幼齢林において現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数^{（注6）}×10

（注5） 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6） 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹（中層・下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササ等の競合植物により天然に発生した幼稚樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業、又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の的確な更新を図るため、次の森林については原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

指定する森林の区域は次のとおりです。

【一般民有林】

森林の区域（林小班）	参 考
該当なし	森林認証
別表3のとおり	
1033林班22・43・149・169・182・183・186・208・235・240・241・278・428・429・431	水資源保全ゾーン

【道有林】

森林の区域（林小班）	参 考
該当なし	森林認証
別表3のとおり	
335林班 01～04・06・07・21・22・51～63・95 338林班 08・(53～57)・95 339林班 (01)・(03)・(04)・(51～54) 341林班 (01)・(02)・(51)・(52) 346林班 01～09・11～14・41・42・51～67・95	水資源保全ゾーン ※（ ）内の小班については、木材等生産林と重複。

なお、上記の森林において主伐を行う場合は「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的な方法については、森林整備計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

「1 人工造林に関する事項(1)」に記載のとおり

イ 天然更新の場合

「2 天然更新に関する事項(1)」に記載のとおり

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアにおいて記載している「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)による。

5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- (2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡等の取得を促す等、林地流動化の取り組みを通じて、伐採跡地の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの「2 森林整備の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する林分にあつては、第4の「1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法」に定めるそれぞれの施業方法によることとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針を示します。

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施 業 方 法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立ての方法：中庸仕立て 主伐期の設定：400本/ha	20	28	36	44	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 8 年 標準伐期齢以上 8 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立ての方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	19	24	30	38	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 6 年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立ての方法：中庸仕立て 主伐期の設定：400本/ha	26	33	43	52	65	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 9 年

注 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き」(（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行)等を参考とした。

注 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意する。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行い、その終期は植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種を除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多

面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる伐り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

作業 種別	樹種	年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
下刈り	カラマツ	←	→										
	トドマツ	←	→	→	→	→							
	アカエゾマツ	←	→	→	→	→							

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状況などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

作業 種別	樹種	年 植栽時期	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
除伐 つる伐り	カラマツ	春	△											
		秋		△										
	トドマツ	春	△						△					
		秋		△						△				
	アカエゾマツ	春				△							△	
		秋					△							△

注) カラマツには、グイマツとの交配種を含み、アカエゾマツには、エゾマツを含む。

△:除伐、つる伐り

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めることとします。

ア 間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹木の根の生育を促し表土の安定を図ることとします。

イ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、

極力林外へ搬出することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

また、公益的機能別施業森林以外の区域については、Ⅰの「2 森林整備の基本方針」において示した「木材等生産機能維持増進森林」として整備を進めることとします。

(1) 水源^{かん}の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

ア 区域の設定

水源^{かん}養保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林等、水源涵養^{かん}機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養^{かん}機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

(7) 土地に関する災害の防止及び土壌保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流失防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止機能・土壌保全機能の評価区分が高い森林等、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(4) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林等、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、

都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり、優れた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林等、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業の推進を図ります。具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとして、主伐の時期を標準伐期齢の概ね 2 倍とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持、又は造林のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めることとします。

(2) 施業の方法

木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安

とします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

【樹種別主伐時期】

樹 種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
アカエゾマツ	一般材生産・28cm	中庸仕立て	80年

【区域の設定の基準等】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な森林施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成

24年北海道条例第9号) 第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の水源涵^{かん}養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めるものとし、森林経営計画の実施基準を伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊、又は流失するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため伐採、造林及び搬出を冬季間に行う等、時期や搬出方法に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置する等降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。また、伐採跡地については早期に確実な更新を図ることとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の兩岸・湖沼周辺から原則20メートル以上の区域を小班単位又は小班の一部について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用による河川・湖沼への土砂の流出に特に配慮することとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ること

とします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における一般民有林14,919ヘクタールのうち、人工林は8,910ヘクタールで、そのうち74パーセントはカラマツ・トドマツの人工林であり、間伐や主伐の対象となること、さらに一般民有林の森林所有者のうち約6割が5ヘクタール以下の小規模所有者であることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、上川北部森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及と定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保育・経営の円滑化を図ることとします。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備等森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託をする際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約にあたっては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市を介して林業経営の意欲の

低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は、経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域エネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ることとします。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加呼びかけ、不在村森林所有者については、ホームページやダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下、「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理

の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が(1)又は(2)により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20〈15〉以上	20〈15〉以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウインチ、フォワーダ等を活用。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム、タワーヤード等を活用。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所では路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムの内容については、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。

このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置等、地域に

においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材(木寄せ)	造 材	巻立て
緩傾斜 (0° ～ 15°)	フェラーバンチャ	トラクター【全幹集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
		≪グラップルローダ≫		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクター【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		≪グラップルローダ≫		(ハーベスタ)
中傾斜 (15° ～ 30°)	チェンソー	トラクター【全幹集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
		≪グラップルローダ≫		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜 (30° ～)	チェンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※ 集材≪木寄せ≫工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図 番号	備考
予定なし					

3 作業路網の整備及び維持管理に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、又は林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知)を基本として、道が定め

る林業専用道作設指針（平成23年 3 月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させる等、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

【一般民有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道		名寄市	分収林		1			
〃	〃		〃	鎮守の森		1			
〃	〃		〃	サンピラー		1			
〃	〃		〃	四季の丘第1支		1			
〃	〃		〃	(東陽旭)		1			
〃	〃		〃	四季の丘第2支		1			
〃	〃		〃	東生パンケ		1			
	小計					7			
拡張	自動車道 (改良)		名寄市	ピヤシリ越		1			局部 改良

【道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前半5カ 年の計画 箇所	備考
開設	自動車道	林業 専用道	名寄市	322 林班線	1.4	2	211	○	起点：西風連 終点：西風連
拡張	自動車道 (改良)		名寄市	西風連		1			局部改良

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領(平成14年 3 月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年 5 月16日付け 8 林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で

簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け森整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

ア 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

イ 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。

また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

ウ 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保の方向

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等

が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。

北森カレッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成します。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種との連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒及び枝払い、

玉伐り作業並びにフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用する等、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むこととします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将 来
伐 倒		チェーンソー フェラーバンチャ	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー プロセッサ	チェーンソー ハーベスタ
集 材		林内作業車 小型集材機	フォワーダ 小型集材機
造林・ 保育等	地拵・下刈	トラクター 刈払機	ブッシュカッター
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

地域の実情に応じた高性能林業機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減労働、安全衛生面の向上に努めることとします。

森林組合や林業事業体に対しては、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を啓蒙普及するとともに、高性能林業機械の実演会、講習会等への参加を勧め、高性能林業機械による作業システムの普及に努めることとします。

また、高性能林業機械の導入にあたっては、国及び道の助成・融資制度の活用を支援することとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業・木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた市民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携等に取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して本市が策定した「名寄市地域材利用推進方針」（平成24年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材・木製品を利用するほか、木質バイオマスエネルギーの導入等、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年

法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

平成8年には旧風連町・旧名寄市・和寒町の3森林組合、北海道森林組合連合会と旧風連町・旧名寄市・士別市の民間6社で「北森協同組合」を組織し、森林資源の有効活用のため、生産から加工・流通に至る地域材安定供給体制を確立しました。しかし、流通組織の整備が乏しく、個別分散的取引が大部分で市場性も低いことから、木材流通の効率化や流通コストの低減、価格形成の適正化が必要となるため、需要動向に対する情報収集体制の強化を図るとともに、大量取引への移行と地元材の安定供給の促進を図ります。

【林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画】

地区	施設の種類	現況（参考）			将 来			備 考
		位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
名寄地区	製材工場	東1南3	3,400㎡	△ ₁	東1南3	3,400㎡	△ ₁	将来変更予定なし
	製材工場	字徳田	24,000㎡	△ ₂	字徳田	24,000㎡	△ ₂	〃

地区	施設の種類	現況（参考）			将 来			備 考
		位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
風連地区	チップ加工場	風連町緑町	34,400㎡	△ ₃	風連町緑町	34,400㎡	△ ₃	将来変更予定なし
	製材工場	風連町字中央	11,000㎡	△ ₄	風連町字中央	11,000㎡	△ ₄	〃

4 その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により山村における定住を促進することとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進することとします。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等により、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある等、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに、被害防止対策については特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携、調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害の発生又はそのおそれのある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな及び箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集

を行うこと等により確認することとします。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の防除その他の森林保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理等適切な方法により防除を行うこととします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、名寄市では確認されていませんが、渡島・檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期防除などにあたっては、本市や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地において可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもと、必要に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林への誘導等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識等を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「名寄市火入れに関する規則」（平成18年3月27日規則第153号）に定める事項を厳守することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし。

ただし、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことができることとします。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設ける等の防止に努めます。

イ 森林の巡視にあたっては、森林法違反行為の未然防止、山火事防止、森林の産物の盗採等の防止や森林被害の早期発見に努めます。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域、又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地若しくは造成された森林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 特になし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備(2) 立木の期待平均樹高
特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画は、森林所有者等が森林の伐採、造林等、今後5カ年間に実施する森林施業について自発的に立てる計画であり、作成した市町村長等に認定を求め、市町村森林整備計画の適合性等一定の基準を満たしていれば認定を受けることができます。

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を実施することは、本市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援等により計画の作成を推進します。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
智恵文・内淵区域	1、21、58林班	705.59
曙・弥生区域	42、47～49林班	621.22

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林資源を活用した工芸品等の開発や有効利用を目指して森林整備事業を進めます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

豊かな森林を活用し、市民が健康で文化的な生活を営むとともに、明るく住み良い環境を確保するため「なよろ健康の森」の整備充実を図り、市民の憩いの場としての整備を積極的に推進することとします。

また、御料ダム・忠烈布ダム周辺の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから景観を維持向上するためカエデ類を中心とした特定広葉樹の植栽、不良木の除去とともに、キャンプ場、管理施設や遊歩道等の施設整備を進めることとします。

施設の種類	現状（参考）		将 来	
	位置	規 模	位置	規 模
なよろ健康の森 周辺林	（日進） 対図 番号 	219ha 陸上競技場(400m) パークゴルフ場36ホール クロスカントリーコース(5km) 市民農園 森と水辺のゾーン 郷土の森 遊歩道10km トムテ文化の森		変更なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民の要望は多様化が進み、住民の理解を得ながらニーズに対応した多様な森林整備を推進する必要があることから、森林に対する住民のニーズを的確に把握するため地域説明会等の開催等を行っていくこととします。

また、体験活動等様々な形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら開かれた森林の確保及び整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

(2) 上下流域連携による取組みに関する事項

天塩川は本市をはじめ下流の2町1村の水源として重要な役割を果たしています。こうしたことから、下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き掛けることとします。

(3) その他

青少年の森林学習を推進するため、学校教育を活用した林業体験学習等青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即

した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業方法が定められている森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安林施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(7) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - (a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
 - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
 - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(4) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施業地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については20ヘクタール以下とします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、その保安林の状況により必要最小限の伐採面積とします。
- c 防風、防霧保安林については標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととし

ます。

- e 初回の択伐率は指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例が認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当無し。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いはおりのとおりとします。

- (ア) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。

その他の森林にあつては伐採種を定めないこととします。

(イ) 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。

(ウ) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法については、次表のとおりとします。

《その他の制限林における伐採方法》

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
道自然環境保全地域特別地域内の森林	北海道自然環境保全条例第17条

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

初茶志内川上流の弥生地区の一部については、地域の水田用水のための水源涵養機能^{かん}を発揮させる必要があることから、長伐期施業の導入の促進を図り、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

振興局 08：上川 市町村 23：名寄市

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林	20	98～100、103、104、106、108、110、111、120、122、123、159、161、170、175、200、202	39.36
	29	37	7.76
	31	全域	94.82
	32	全域	146.02
	33	全域	93.46
	34	全域	30.15
	35	1～12、14、16、19、24、26～56、58～73、76～80、83、99～102、104～114、118～121、123～125、139、140、145～151、155、157～159、161～168、171、173～175、178～192、195、198～208	171.29
	36	全域	141.23
	43	全域	116.69
	44	全域	41.72
	45	1、3～7、9、13、17、20～26、30～32、34～40、50～52、67、69、70、74、79、82、84～93、96、98～100、105、106、108～111、113～116	77.10
	46	1～10、12、14～22、24、26～31、33～35、37～49、51、53、57～61、63～69、71～73、75～77、81～84、88、92～98、100～104、106～108、111、113、114、118、120～127、129～132、134～147	174.93
	52	2～5、7～12、16～18、21、23、25、28、30～35、37、38、40～42、48～54、56～60	60.04
	54	全域	138.40
	55	全域	104.59
	1004	2、6～19、21～36、38～41、43～45、47～63、65～67、69～71、74～79、83～86、90～104、107～116	191.79
	1005	1～54、58～60、62～67、69～71、74～77、79、82～88、90、91、94、96～101、106、108～113、116～131	94.07
	1006	全域	80.68
	1007	全域	92.23
	1008	全域	83.98
	1009	全域	59.92
	1010	全域	96.22
	1011	全域	140.52
	1012	全域	125.04
	1013	全域	130.28
	1014	全域	96.94
	1015	全域	89.24
	1016	全域	68.41
	1017	全域	109.82
	1018	1～6、8、10、15、16、20～24、26、28～38、40～43、45、47、48、50～54、56～70、73～80、82～99、103～125、127～154、156～158、160～166、168～175、180～182、184、190、195～201、203、204、206～208、211～222、225～234、243～245	425.12
	1028	全域	54.84
	1029	全域	99.48
	1033	22、43、149、169、182、183、186、208、235、240、241、278、428、429、431	29.34
	1035	全域	115.21
	1036	全域	97.14
	1043	全域	48.41
	1044	全域	154.90
	1045	全域	88.60
	1046	全域	48.93
	1047	全域	77.28
	1048	全域	64.32
	1049	1、2、4～6、11、18、20～23、25～27、29～35、37、39、41、42、47～51、53～64	59.01
	1050	6、9	7.80

かん 水源涵養林	1053	154	0.39
	合計		4,267.47
山地 災害 防止 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	15	99、187、196～199、201～203、207～210、215、216	7.81
	17	75～77	1.11
	18	2、48、67、69、79、84、87、103、104、107、109～115、503、504、507、533、534、599	22.53
	19	194、327	1.20
	24	132	0.16
	27	13、15、157、158、167～169、171、172、185、195、232、233、240、259	39.34
	28	27、31、32、159～161、163、164	4.58
	30	108、111、115、170、254、294、295、389～394	5.84
	35	193、194、196、197	3.04
	38	6、7、26、38	1.76
	46	85、86	0.52
	50	33、53、54、157、191～193、199、200	3.06
	51	100	0.38
	52	43～47	12.60
	1001	108	0.40
	1023	140、209、339～342、344～346	5.19
	1053	62、144、153	2.60
	1056	133、134、136、137	2.73
	合計		114.85
保 生 全 活 林 環 境	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1042	90～92、96、101	5.78
	合計		5.78
保健 ・ 文化 機能 等 維持 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	25	10、12、13、26、27、31、32、34、35、64	9.42
	26	1、2、7、9、11～16、18、20、22～36、39～43、48～50、52、54～56、58～60、62、64～68、71～73、75、77、78、80、95、119、125、126、128、132、134、136、137、139～148	66.68
	29	26	32.92
	50	1、2、4～10、12、13、146、147、149、151	32.92
	1004	1、3～5、20、42、72、73、80～82、87、88、105、106	24.80
	1005	55～57、132	1.44
	1018	7、13、14、17、27、100、102、159、177～179、183、193、241、246	23.51
	合計		191.69
木材 等 生産 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	全域	180.58
	2	全域	92.52
	3	全域	20.56
	4	全域	8.69
	5	全域	205.30
	6	全域	132.31
	7	全域	40.08
	8	全域	137.37
	9	全域	55.33
	10	全域	20.16
	11	全域	77.55
	12	全域	272.53
	13	全域	45.41
	14	全域	170.27

木材等生産林	15	1~3、5~8、10~13、15~20、22、24、25、28~32、34、36、40、41、43~47、52~66、68~85、87~92、94~98、100、102、103、106、107、111~134、136~152、155~178、180~186、188~195、200、204~206、211~214	279.73
	16	全域	57.30
	17	1~8、13、19、21、23、24、27、28、30~44、46~53、55、57~71、74、78、85~88、90~102	86.85
	18	1、3~6、9~14、16~22、24~30、33~39、44~47、49~52、55、57、60、61、64、65、68、70、73、74、76、77、82、83、85、86、88~93、99、101、102、105、106、108	67.95
	19	1~5、7~18、20、21、23、25~32、34~38、40、42、45、46、48~56、63、67~69、85、88~90、99~101、103、105、106、111~115、118~125、127、128、131、136~138、140~142、151、153、159、160、162、164~166、169、171、172、178~180、182、184、186、188~193、195~200、206~210、212、217~221、223~225、228~230、232、236、238~242、244~246、248~251、253、254、257、259、262~268、270~276、278、280、286、288~291、295~297、299~304、306~310、312、313、317~320、324、326、328~334、338~347、354、356、362、364、368~370、375、378~381、383、385~387、389~396、398~426、428、429、499~509	459.00
	20	1、3、5、7、9、10、12~18、20、21、23~26、28~30、32~35、37~40、42~44、47、54、55、57、58、60~63、65~68、72、74~77、79、81、83~86、90~94、96、97、114、115、126、127、136、138~141、144~150、156、165~167、169、173、177、179~181、183、184、188~190、193~199、203~208、210~219、221~227	173.76
	21	全域	263.34
	22	全域	80.04
	23	全域	99.65
	24	1~9、11~58、60~62、64~80、85~87、90~97、99~107、112~117、120~128、130、131、133~140、142、143	297.24
	25	1~9、11、14~24、28、29、36、37、41~47、54、55、57、62、63、66、67、69、71、73、76、78~82、84、85、87~91、93~110、112~119、121~125、128、131、135~143、145~147、150、152、154~158、160~165、167~170、172~174、176~182、184、185	150.61
	26	3~6、8、10、17、57、85、87~92、94、106~108、113、117、118、120、123、124、130、133、138	37.99
	27	1~3、7、8、10、14、16、18~20、22~24、27、30~34、36、37、39、46、49、51~63、65、67、68、71~73、75~77、80~86、89~92、94、96、99、102~104、106、107、110、111、114~117、120、121、127、133、136、138、141~156、159、161、163~165、173~176、178~182、186~188、191~194、196、197、200、202、204~209、211~214、216~222、224~229、234、242、243、245~258	229.87
	28	1、5、28~30、33~36、38、40、44、45、47、49、50、52、55~61、63~68、70~73、75~84、87、88、90~92、96、98、100~112、117~119、121、123~130、132~140、142、144~150、153~155、157、158、162、165~167、169	122.41
	29	1~3、9、12、13、16、19~21、24、25、27~29、32、34~36、38~49、51~53、55、56、58~61、65~68、71、73~82、84~107、109~127	180.21
	30	1~30、32~34、36~40、42~44、46~48、50~57、59~63、65、67~79、81、82、87、92~100、104~107、109、110、112~114、116~119、121、123~125、127、128、133、134、139~151、153、155~163、165~167、169、171、173、175~177、180~194、198、203~218、220、222~237、239~253、255~262、264~279、281、283~289、291~293、296~303、305~312、315~320、322~326、328~333、336~346、348~353、355~373、377~388、395、396	532.57
	37	全域	75.35
	38	1~5、8~12、19~23、27~34、39、40、48~51、55~62、70~75、96~98、101、105~112、114~121、124、125、127~131、134~137、139	94.61
	39	全域	56.40
	40	全域	103.88
	41	全域	56.17
	42	全域	140.74
	45	44	0.20
	47	全域	92.63
	48	全域	229.86
	49	全域	157.56

50	3、11、14~16、18~20、24~31、34、36、37、40、41、44、45、48、49、63~71、74~77、79~91、93~100、105、108、109、112~124、126~136、143~145、148、152、153、155、156、158~165、167~170、175、176、181、182、187、194~198	134.51
51	2~18、22、24、26、27、29~31、39~45、47~53、55、57~68、70、71、73~86、88、92~99、103、104、106~108	121.39
53	全域	106.05
56	全域	186.82
57	全域	182.54
58	全域	257.18
1001	1、3~5、8、9、11、12、15、17、19~26、28~32、34~37、40~44、48、52、53、55、59、60、69、71~73、75~77、82、84~107、109~114、118、120~137、139、140、142、143、145、148、150~155、157、160~168、170~172、174、177~179、185、188、189、191~195、197、198、201~205、209、212~216、219~224、228、230~232、234、235、240~244、246~252、254~256、259、262~267、271~274、276~292、295~298	190.37
1002	全域	106.62
1003	全域	138.06
1019	全域	135.59
1020	全域	92.07
1021	全域	97.91
1022	全域	110.33
1023	1~64、67~100、102~111、113~115、118~122、124~139、141~144、146、148、150~161、163、167、169、170、172、174、180、182~184、186~191、193~196、198~208、210、212~231、233~241、243~253、255、257~260、262~269、271~273、275~278、280、281、283、286、287、289、290、292~294、297~304、307~311、313、315~317、319~323、326~335、338、343、348~356	313.24
1024	全域	59.33
1025	全域	140.62
1026	全域	99.28
1027	全域	146.23
1030	全域	496.37
1031	全域	129.47
1032	全域	24.25
1033	1、2、10~13、15、19、21、24、25、29、31~42、44~48、55、58~61、63、64、69、71、73~81、83、85、90~98、100、106~109、113~116、119~124、127、129、130、132、134、135、137~142、144、145、148、150、154、155、157、159~164、166、167、170~175、180、188、189、191~193、196、198、201、203、205~207、209~212、219、222~224、228~230、233、234、238、243~249、257、259、263~265、277、279~285、287~289、292、294、296~302、305~307、314~317、325、327、329、332、340~342、345、347、348、350、353、364、367、368、373、374、384~386、389、390、393~396、400、404、405、409、411、413~419、423、432~434、437~446	264.71
1034	全域	59.96
1037	全域	89.83
1038	全域	24.58
1039	全域	78.91
1040	全域	125.05
1041	全域	35.56
1042	4~6、8~16、37、39~41、59、69~71、82、83、93、94、97、104、106、107、111~119	40.27
1049	19、52	8.48
1050	2~5、7、8	13.40
1051	全域	40.06
1052	全域	110.92
1053	1~4、6~11、13~15、18~20、24、28、33、34、36、39、40、44、45、49~55、58~61、66、69~71、73~77、79~81、84、85、87、88、91、94~99、101、102、107、121~126、128、130~132、136~143、145~150、152	100.88
1054	全域	95.73
1055	全域	127.44

木材等生産林	1056	2～5、7、10～14、16、17、19～27、29～33、35～39、41、43～45、47～61、64、65、67～72、74～104、106～114、116、117、120～132、138～140	122.11
	1057	全域	79.70
	1058	全域	59.33
	合計		10,329.73
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1	1、2、5、20～22、28、34、39、44、46、47、55、64～66、70、71、74、75、77～79、88、89、91、92、94、95、555～564	93.94
	2	15、33、72～77、80、81、88、92、97	16.12
	3	3、4、40、43、46、47、51、56～58	17.56
	4	6	4.49
	5	6、7、14、17、21、25、28、30、32～34、36、40～42、45～47、50、53、54、56、70、73～76、78、80～82、87、90～95、97、99、103、110、112、116、119～122、125、127、128、130、132、135、138～141、144、149、152～156、158～161、163～165、167、169～176、180～182、190、192、193、197～202、204～207、209、210、213、214	132.87
	6	4、7、9、13、14、16、17、20、22～24、26、28、32、34～37、39、44、53～57、59～61、79、80、84、86、88、89、91、92、106、114～117	42.70
	7	1、3、4、7、16、20～22、24、26、53、54、57	12.44
	8	5、6、8、15、29、35、42～45、47、50、52～54、58、71、73、75、77、80～83、91、93、94、98、100、104、105、107～109、111、113、114、116、123～125、150～156	65.20
	9	19、26、27、30、55～57、61、62、64、66～68、70～74、76、78、79、85、86、898	27.47
	10	8～11、14、18、21、24、27、30、32	17.92
	11	1、2、10、31、34、37、41、43、45、48、52、58、61～66、68、70、72、74、77、78、84、89、93～96、99～102、104、108～110、125、126	41.73
	12	2～12、15、17、19、30、36、40、41、44～47、49、52、55～58、65、66、73、75～77、81～83、85、87、88、94、97、101、102、104～108、113、115、118、134、136、138、140、145、147～149、154、157、162、163、169、176、200、210～220、223、236	112.64
	13	1、4、9、11、14、16、17、19～22、25、27、28、35～37、40、41、43～46、48	26.14
	14	1、12、13、17、19、22～26、29、35～37、40、52、53、56、61、64、65、67、72、73、75～77、84、87、89、91、98、102、104、109、114、116～119、127、130、135、140、141、145～147、150～152、157～160	88.11
	15	8、10、11、13、20、25、31、32、43、58、62、66、71～74、81、82、94、103、113～120、122～131、133、134、139、140、143、146、148～151、155～158、161、168、170、172、176、178、188～195、212、213	98.29
	16	4、7、9、26、37、38、41	8.00
	17	6、7、13、19、21、24、30、32、33、35、36、40、51～53、57～59、62～71、74、78、86、87、90～102	51.29
	18	1、10、16、17、19、27、28、36、44、45、50、52、57、61、65、68、70、73、74、76、77、82、88～91、93、101、102、105、106	26.91
	19	1、2、5、7、9、10、13、14、17、20、23、27、29、31、32、36、38、40、42、45、46、53、54、56、63、67～69、85、88、90、99、103、106、112、113、128、131、136～138、142、153、159、160、164～166、171、172、178～180、182、188～190、193、196、198～200、207、210、212、217～221、223、224、229、230、240、242、244～246、248～251、254、257、262～264、266～268、270～276、278、280、286、289～291、295～297、299～303、306、307、312、313、318～320、324、326、329、330、338、340、345、354、362、364、369、370、378～380、383、385～387、389、390、392～396、398～405、407～417、420～426、501～509	333.21
	20	5、13、15、16、18、21、23～25、28、30、33～35、38～40、44、47、54、58、61～63、65～67、75～77、79、84、86、96、115、138～141、146、148、150、156、165～167、183、184、189、190、193、196、198、199、203、204、206～208、214～216、221、223、224	57.13
	21	3～5、9、15、18、23、27、31、32、34、35、41、42、46、55、58～61、64、67～71、73～77、80、87～92、94、96、103～106、108、109、112、117、118、123、125、126、129、132、133、135～145、152、154、156、157、159、160、162～164、166、168、172～181	109.40
	22	3、7～10	17.72
	23	9、10、13～15、21、24、26、30～33	36.08

木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	24	3～8、11～17、19～22、27、28、30～32、35、36、39、40、44～47、51～58、61、62、64～76、80、85、86、90～96、102～105、112、113、116、120～128、134～137、139、142、143	183.71
	25	2、4～9、14、16～19、22、24、29、36、42～45、47、55、57、66、69、73、79～81、84、85、87、88、90、91、94、95、97、101、103～110、112～117、121～123、125、128、131、135～143、145～147、150、152、157、160～164、173、174、176～180、182、185	107.83
	26	3、5、6、8、85、87、89、91、92、94、106～108、113、118、120、124、130、133、138	31.40
	27	1、3、8、10、14、18～20、22～24、27、32～34、36、39、46、51、53、56～58、61～63、65、67、68、73、77、80、82～86、91、94、96、99、103、107、111、115、117、120、121、127、133、138、142、144～147、149、154、155、159、161、163、164、173～176、178、179、181、186、188、191～194、196、197、207～209、212、213、216、217、225、229、234、242、243、245、246、249、251、254～256、258	133.21
	28	1、28、29、35、36、38、44、64、70、72、75、76、78、80～83、87、90、92、100、101、104、105、107～112、118、124、127、128、133、139、146、147、149、165、166、169	45.40
	29	3、16、20、21、29、32、35、38～41、47～49、51、52、55、56、58、60、61、65～67、71、73、75、76、80、97、123、125、126	36.94
	30	2～6、9～11、14～17、19～30、33、34、36～40、42、43、50、51、53～56、59、60、65、68、69、71、72、75、77～79、81、93～97、99、100、105～107、109、110、112～114、116、118、121、123、125、128、142～145、147、153、155、158、159、161～163、165～167、175、176、180～185、187、189～194、204、206、208～212、214～218、220、222、224、225、227～231、233～237、240、242～250、253、256～258、260、272、273、277、281、285、286、292、293、296、298～301、303、305、309、311、317、325、332、336、337、340、343、344、348、350、352、353、355～373、378～380、382～386、388、395、396	334.41
	37	3～5、7、8、12、18	37.47
	38	4、9、21、22、29、30、39、40、48、55、57、59、71～75、96、98、101、105、106、108～112、116～118、120、121、124、125、127～129、131、136、137、139	48.60
	39	2、3、6、9、12～14、16、20、28、29、32、33、35、41、44、52～55、57、58、62、63、87、89、90、94、96～98、100、101	38.47
	40	1～5、7～9、11、17、23、27～31、34、47、50、52、53、55、59、60、64、65、67～70、72、74、76～79、82、83、85、86、89～93、96、97、100、101、103～107、112～115、118～127	81.15
	41	3～13、15、17～20、24～27、31、32、34、35、45、48、50、51、67、68、72、74、76、81、83、84	35.21
	42	11、18、24、31、32、47、48、60、71～74、92、95～98、104、110～113	42.21
	45	44	0.20
	47	11、18、19、21～23、25、44、46	12.88
	48	5～7、10、11、14、19、21、23、25、26、28、32、33、40、45、49、51～54、59、61、63、67	114.58
	49	16、24、29、32、35、37、40、43、46、48、51、52、54、58～60、64、65、67～72、74～78、80～84	78.77
	50	3、11、15、16、18～20、24、28、29、36、40、41、45、48、69、74、75、77、79、80、82～85、87、88、91、95、118、123、124、148、152、155、156、158、164、165、182、187、194、195、197	52.02
	51	2、3、5、8、11、12、14～16、18、22、24、27、30、31、39～41、45、47、51、52、55、60～63、65～67、70、71、73、76、80～86、88、94、95、99、103、104、106	83.17
	53	2、5、6、10、11、13、17、19、26、27、29、30、34、36、37、50～53、55、57、58、65、67、75、76、78、79、81、90、95、114～117	48.16
	56	1、2、4、6～8、11、13、17、21～25、27、30、31、33、35、38、41、44、45、47～54、67、69、77、79、83、86、91～93、121、128、131～133、135、139～143、146、148、151、154、157、162～164、167、168、171、173～180、184～188、190、194、199、201、202	110.70
	57	1～3、5、7、8、10、12、13、17、19～21、31、33、40～43、48、54、56、60、73、78、80、83、84、86、87、89～92、130、134、140～146、148～153、159、160	81.46
	58	5、8、9、15～18、21、22、26、37、39、42、43、47、49、51、55、60～62、69、71、74、81、90、93～95、98、102、104、109、110、113、115、117、119、125、130、131、133、136、137、142、150、153、160～167、170～173、176、179、182～184、187、188	174.15

木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1001	3、8、17、19、20、22、23、30、32、34、36、40～43、55、59、71、72、75～77、84、87、88、91、92、94、96、98、99、101、103、104、106、109、114、118、120、121、124～128、131、133、137、139、140、142、145、148、150～155、157、160～162、164、167、168、170～172、177～179、185、188、189、191～194、197、198、203、205、209、215、216、219～224、246～252、254、262、265、266、271～274、276～287、292、295、296、298	122.86
	1002	1、2、5、10、18、20、23、24、29、34、39～42、44、46、48～52、59～81、84、85、88、90～97	64.94
	1003	1、3～8、11～16、19～22、28、31～33、36～41、43～47、49～52、57、61、64、65、69、72、74、78、79、82、83、85、86、95、96、100～104、106、108～122、124～139、141～145、147、149、153、154、156、161～165	109.06
	1019	6、7、9～11、17、18、26、27、31、33～39、42、43、52、65、66、69、70、73、74、82～84、86、92～99、103、106、108～112、114、116、118～122、126、127、129～131、134～136、138、141～143、145、146、149、150、152～157	99.50
	1020	2～4、9、10、12～16、18、20～22、24、25、28、30、32～34、36、37、39～42、44、45、47、52、53、61、63～65、67、72、80、89、90、92～94、98～100、103、104、107、111～115、117、119～123、125～127、129、130	64.00
	1021	3、5、9～14、16、18～20、22～27、32、34、35、38、41、42、46、47、50、52、55、56、58、59、64、65、68～71、73、76、78、79、82、83、86、87、90、92、93、98、99、104、106、108～110、113、114、120、125、126、129～131	71.83
	1022	2、3、6～8、10、11、13、15、25、27～31、35、40、48、52、60、62、64、67、72、79～81、84、89～94、97～101、104、106、107、111、113、116、119、123～132、134、135、137、139、140、144、146～149、151	61.07
	1023	1～3、5、7、8、10、12、15、16、22、24、26、27、31、32、34、36、37、39～41、43、47、49、50、52、54～61、63、67、69～72、76、78、80～83、86～88、90、91、93～95、97、99、100、102、103、105、107、110、115、121、122、129、136、142～144、146、150～152、155、156、159、161、163、167、170、172、174、184、186～190、193～196、198～208、210、212～220、222～225、227、228、230、231、238、244、245、255、257、259、260、262、264～267、275、276、280、281、289、290、294、298、302、303、313、315、316、319、321、323、326～335、343、348～351、354、355	188.22
	1024	2、3、5～7、10、13、15、16、18、20、27、28、32、39、40、42、45、52、61～63、65、71～77、80～83、87～90	43.92
	1025	3～5、10、12、13、15、16、18、31、32、34、35、37、41～46、55、57～59、61、63、67、70、74、84、85、89、93、94、100、101、105、108、109、115、117、129～134、136、137、141～147、150、159～163、166～169	98.78
	1026	1、3、5～9、12、14、15、17、18、20、21、23、26～28、30～33、37、38、40、43、44、47、49、51、53、56、65、70、78、80、100、101、103～112、114、115、119、121～126、130、131、136、139、141、143、147、149～151	86.45
	1027	3、6、16、21、23、26、27、34、38、41、42、44、54、57、62、66、72、82～84、89、91、93、95、96、118、121、129～133、135、138、141、143、155、157～161、163、164、167～170、174、175、178、184、192、194、202、203、209、211	81.43
	1030	1、2、4、5、9～13、18、20～22、31、33～35、40、41、43、49、51、53、55、56、60、66、71、72、76、77、83、87～89、95、98～103、105～107、110、113～115、117、123、130、135～138、140、143、144、146～150、152、154、159、162、170、171、173、203、205、207、209、215～217、219、222、225、227、229、231、232、234～237、242～247、249～256、260～264、267、270、273、274、278、282、285～288、293、300、307、311、312、322、324、327～330、334～337、339、340、342～352、354～369、372、373、375、377、378、381	228.95
	1031	2、3、8、9、12、14～16、31、39、45、47、48、52、62、66～68、70、73、81、84～86、92、93、96、98、106～108、110、112、113、115、118～120、122、125～129、134、135、139、141、144、149、150	87.91
	1032	5、11、12、15、25、27、33、39～42、48	14.36
	1033	1、2、10、11、13、15、19、21、29、32、34～41、45、46、61、64、71、73、75、79～81、94～98、106、107、109、113～116、120、121、127、132、134、137、139、141、145、148、157、162、166、167、170、173、175、189、191～193、198、201、203、206、207、209～212、219、222～224、229、230、233、234、238、243～249、259、263、264、277、279～285、287～289、294、297、300、301、315、317、327、340、342、348、353、364、373、374、384、393～395、409、413～419、423、432～434、437～446	156.05
	1034	1、2、5、7、10、14、22、27、29、30、32、34、36、39、40、48、53、54、58、59、63～67、71、73、74、78～84、89、92、94	32.61

木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1037	1、3、4、6、7、9、11、14～20、22、26～33、35～41、46、49～54、57、61、62、67、72、75～80、82、84～86、89～96、98	62.79
	1038	4、7、8、10～14、16、18～23、25～28、30	22.57
	1039	2～4、7、8、11、13、14、18、19、24、26、30、33、35、38、45、50、52、55～57、62、66～68、71～77、80、84～88、92、93、95	51.35
	1040	1、3～5、19、23、30、40、45、50～53、55、59、60、63、69～71、73～75、77、79、85～87、89、91～93、95、96、99～102、104～108、115～117	76.77
	1041	2～5、7～9、13～16、30～34、51～53	29.06
	1042	5、8、11、12、16、37、39、41、70、71、82、83、93、94、97、107、117～119	21.75
	1049	19	7.40
	1050	2～5、7、8	13.40
	1051	1～3、5～11、13～19、21、24、29～37、41、43、49、54～56、58、60～62、64、66～68	33.72
	1052	3、5～7、9、11、12、15、16、19、21、23～29、31、39～45、47、48、50、67、71、75～86、89	91.39
	1053	2、3、9、13～15、18、24、28、33、34、36、40、45、53、58、60、70、73、74、76、77、84、88、95～97、99、107、121～125、128、130、132、138～142、146、148～150、152	62.65
	1054	2、5、7、8、10～13、43、45、48、55、75、77、90、95～97	33.20
	1055	1、3、10、11、16、19、23、24、28、34～38、43、44、47、51、52、54、56、57、59、61、64、65、67、69、72、76、78、79、111、112、115～119、122～124、129～132、135、136、139、140、151、154、156～160、163	74.28
	1056	2、5、10、12、14、16、19、23～26、29、31～33、35、39、43～45、48～54、58、60、61、64、71、72、74～79、81～85、88～104、107～109、111～113、123、124、128～132、138～140	92.78
	1057	1、16～18、20、23、26、36、38、39、41、45、48、49、68、69、80、82、83、93～98、133、134	32.23
	1058	1、2、6、14、15、22、28、31、38、39、43～45	18.01
	合計		5,684.75

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全ゾーン	1033	22、43、149、169、182、183、186、208、235、240、241、278、428、429、431	29.34
	合計		29.34
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表1 公益的機能別施業森林の区域

【道有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
林 水 源 涵 養 ^{かん}	322～353	全域	
	359	全域	
	371～372	全域	
	合計		6,081.55
止 山 林 地 災 害 防	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	354～358	全域	
	360～370	全域	
保 生 全 活 林 環 境	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	該当なし		
	合計		0.00
保 健 ・ 文 化 機 能 等 維 持 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	326	15、37、56～57、74	
	360	14	
	361	8	
	362	9、34、37	
	363	9、10	
	364	11	
	365	6、37、59	
	366	8、9、31～32、34、68	
	367	3～5、31～32、35、37、39	
	369	8、38～39	
	371	全域	
	372	全域	
	合計		782.70
木 材 等 生 産 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	322	全域	
	324～325	全域	
	327～329	全域	
	331～334	全域	
	336	2～4、7、35、41、51～71、94	
	337	2～5、9、41、51～54、56～73、98、99	
	338～343	全域	
	344	2、4～6、51～53、55～64、98	
	345	銭記	
	351	全域	
	352	1、4～5、7～8、10、51～76、79	
	353	3～5、51～61、63、64、98	
	359	全域	
	合計		3,812.44
木材等生産林のうち、特に効率的な 施業が可能な森林	該当なし		
	合計		0.00

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全 ゾーン	335	全域	
	338	8、53～57、95	
	339	1、3～4、51～54	
	341	1～2、51～52	
	346	全域	
	合計		531.80
生物多様性ゾーン			
保護地域タイプ	326	15、37、56～57、74	
	360	14	
	361	8	
	362	9、34、37	
	363	9～10	
	364	11	
	365	6、37、59	
	366	8～9、31～32、34、68	
	367	3～5、31～32、35、37、39	
	369	8、38～39	
	合計		589.75

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、森林施業の方法を特定すべき森林等の区域

振興局 08：上川 市町村 23：名寄市

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考]（注1）
		林班	小班	(ha)	
かん、 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	20	98～100、103、104、106、108、110、111、120、122、123、159、161、170、175、200、202	39.36	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		29	37	7.76	
		31	全域	94.82	
		32	全域	146.02	
		33	全域	93.46	
		34	全域	30.15	
		35	1～12、14、16、19、24、26～56、58～73、76～80、83、99～102、104～114、118～121、123～125、139、140、145～151、155、157～159、161～168、171、173～175、178～192、195、198～208	171.29	
		36	全域	141.23	
		43	全域	116.69	
		44	全域	41.72	
		45	1、3～7、9、13、17、20～26、30～32、34～40、50～52、67、69、70、74、79、82、84～93、96、98～100、105、106、108～111、113～116	77.10	
		46	1～10、12、14～22、24、26～31、33～35、37～49、51、53、57～61、63～69、71～73、75～77、81～84、88、92～98、100～104、106～108、111、113、114、118、120～127、129～132、134～147	174.93	
		52	2～5、7～12、16～18、21、23、25、28、30～35、37、38、40～42、48～54、56～60	60.04	
		54	全域	138.40	
		55	全域	104.59	
		1004	2、6～19、21～36、38～41、43～45、47～63、65～67、69～71、74～79、83～86、90～104、107～116	191.79	
		1005	1～54、58～60、62～67、69～71、74～77、79、82～88、90、91、94、96～101、106、108～113、116～131	94.07	
		1006	全域	80.68	
		1007	全域	92.23	
		1008	全域	83.98	
		1009	全域	59.92	
		1010	全域	96.22	
		1011	全域	140.52	
		1012	全域	125.04	
		1013	全域	130.28	
		1014	全域	96.94	
		1015	全域	89.24	
		1016	全域	68.41	
		1017	全域	109.82	
		1018	1～6、8、10、15、16、20～24、26、28～38、40～43、45、47、48、50～54、56～70、73～80、82～99、103～125、127～154、156～158、160～166、168～175、180～182、184、190、195～201、203、204、206～208、211～222、225～234、243～245	425.12	
		1028	全域	54.84	
		1029	全域	99.48	
		1033	22、43、149、169、182、183、186、208、235、240、241、278、428、429、431	29.34	
		1035	全域	115.21	
		1036	全域	97.14	
		1043	全域	48.41	
		1044	全域	154.90	
		1045	全域	88.60	
		1046	全域	48.93	
		1047	全域	77.28	
		1048	全域	64.32	
		1049	1、2、4～6、11、18、20～23、25～27、29～35、37、39、41、42、47～51、53～64	59.01	
		1050	6、9	7.80	
		1053	154	0.39	
		合計		4,267.47	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	1033	22、43、149、169、182、183、186、208、235、240、241、278、428、429、431	29.34	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		合計		29.34	

山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)		35	193	2.32	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下		
			50	33、191～193	0.76			
			51	100	0.38			
			1042	90～92、96、101	5.78			
			合計		9.24			
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	17	75～77	1.11	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する		
			18	109	0.32			
			19	194、327	1.20			
			35	194、196、197	0.72			
			1023	140、209、339～342、344～346	5.19			
			1056	133、134、136、137	2.73			
			合計		11.27			
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	15	99、187、196～199、201～203、207～210、215、216	7.81	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する		
			18	2、48、67、69、79、84、87、103、104、107、110～115、503、504、507、533、534、599	22.21			
			24	132	0.16			
			25	10、12、13、26、27、31、32、34、35、64	9.42			
			26	1、2、7、9、11～16、18、20、22～36、39～43、48～50、52、54～56、58～60、62、64～68、71～73、75、77、78、80、95、119、125、126、128、132、134、136、137、139～148	66.68			
			27	13、15、157、158、167～169、171、172、185、195、232、233、240、259	39.34			
			28	27、31、32、159～161、163、164	4.58			
			29	26	32.92			
			30	108、111、115、170、254、294、295、389～394	5.84			
			38	6、7、26、38	1.76			
			46	85、86	0.52			
			50	1、2、4～10、12、13、53、54、146、147、149、151、157、199、200	35.22			
			52	43～47	12.60			
			1001	108	0.40			
			1004	1、3～5、20、42、72、73、80～82、87、88、105、106	24.80			
			1005	55～57、132	1.44			
			1018	7、13、14、17、27、100、102、159、177～179、183、193、241、246	23.51			
			1053	62、144、153	2.60			
			合計		291.81			
			特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
				合計			0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし				
			合計		0.00			

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、森林施業の方法を特定すべき森林等の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)
		林班	小班		
かん、水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	322	54、60		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		323	51～53、55、58～62		
		324	51～62、64～74		
		325	52～53、55～57、59～64		
		326	51～55、58～73		
		327	51～57、59～67		
		328	51～59、61～66、68～72		
		329	51～62		
		330	51～69		
		331	51～54、56～63		
		332	51～66		
		333	51～77		
		334	51～66		
		336	51～71		
		337	51～54、56～73		
		338	51～52		
		340	51～62		
		341	53～72		
		342	51、53～56、58～67		
		343	51～55、57～59、61～69		
		344	51～64		
		345	51～64		
		347	51～67		
		348	51		

山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）	349	51～56			
		350	51～56			
		351	51～62			
		352	51～76、78～79			
		353	51～61、63～64			
		359	51～76			
		合計		2,695.10		
		335	51～56、58～59、63			
		338	53～57			
		339	51～54			
	341	51～52				
	346	51～53、57～58、60～62、65～67				
	合計		166.35			
	長伐期施業を推進すべき森林（注３）	354	52～54、57、59～60、62～79			
		355	51～56、59、61～73、75～82			
		356	51～72			
		357	51～60、62～65			
		358	51～63			
		360	51～68、70～74			
		361	51～52			
362		51～52				
363		51～56				
364		51～58				
365		51～58、60～61				
366		51～67、69				
368		51～58				
369		51				
370		51～55				
合計			1,264.48			
複層林施業を推進すべき森林		択伐による複層林施業を推進すべき森林	354	1～3、41		
			355	1～4、10、98		
			356	2～6、35		
			357	1～2、4、36		
	358		1、3～7、41～43			
	360		1～5、7～14、21、31～32、36～39、41～43、69			
	361		1～2、4～9、35、41～43			
	362		1～2、5～7、9～11、31、35～38、41～43、45～47			
	363		2、5～6、8～10、31～32、35、41～46			
	364		2、4、6～12、35～39、41～47			
	365		5～6、10、35～37、41～42、59、91、98			
	366		1～4、8～9、31～41、68			
	367		1～5、31～33、35～39、41～42、98			
	368		1～6、41～45			
	369		1～3、8、35～39、41～46			
	370		1～6、8～10、12、21～22、35～37、41、47			
	合計			2,496.29		
	特定広葉樹の育成を行う森林施		該当なし			
			合計		0.00	

（注1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注2）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

（注3）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

振興局 08：上川 市町村 23：名寄市

【一般民有林】

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
1	31、35、36、41、49	20.61	
7	12、15、17～19、59	4.20	
8	10、103	0.30	
12	53	1.57	
14	14、34、110、156	4.68	
18	5、6、11～13、18、20、30、33、35、49	12.56	
19	11、12、341	1.19	
20	3、12、14、74、136、173、177、179、184、188、197、210～213、217	16.75	
21	1、2、6、82、99～101、107、182	23.78	
22	5	1.68	
23	2、8、16、28	19.17	
25	37、118、119、165、181	8.46	
27	148、187、202、211	1.32	
28	5、50、52、55、56、58、59、61、66、67、119、126、134、138、140、142、145、148、150、153、154、157、158、167	24.08	
29	53、59	1.56	
30	52、141、151、173、177、205、377	9.48	
37	1	10.47	
38	23、33、50、62、107、130、134、135	5.64	① 気候、地形、地質、土
39	49、50	2.08	壤等の自然条件及び植生
42	2、6、16、23、42、84、85、87、90、93、100、103、106～108	26.10	等により天然更新が期待
47	1、2、39～42、45	35.32	
48	62	2.16	できない森林
50	44、63～66、71、97～99、105、113、129、130、134、135、145、153、161～163、167、170、198	33.02	
53	120、126	0.87	
56	107、114、120、125、126、129、134、198、200	17.00	② 水源涵養機能の早期回
58	145、180	2.48	復が特に求められる水資
1001	4、90、107、143、174、195、202、267	2.74	
1003	140、158、159	1.50	源保全ゾーンの森林
1021	8、103	1.33	
1022	22	0.14	
1023	21、68、148、153、221、297	1.72	
1027	59、65、71	8.28	
1030	3、14、19、50、111、118、241、248、258、376	21.08	
1033	22、43、47、130、138、160、169、186、208、228、235、240、241、265、278、428、429、431	17.19	
1039	23、25、43、44、49、69	2.42	
1040	6、56、97、110	1.37	
1042	111～116	1.12	
1051	48	1.48	
1053	85、87、136	1.05	
1054	14～18、20～22、26～28、30、46、51、52、61、64、66～71、92～94、98、99	38.82	
1055	4、5、7、27、103、120、121、137、153、161	10.66	
1056	41、59、117	1.24	
1057	8、12、19、31、72、78、81、89、100、121、122、135、136	18.08	
1058	19、27	2.96	
合計		419.71	

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【道有林】

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
322	54、60		もくざいとうせいさんりん じんこ 木材等生産林のうち人工 うりん 林
324	51～62、64～74		
325	52～53、55～57、59～64		
327	51～57、59～67		
328	51～59、61～66、68～72		
329	51～62		
331	51～54、56～63		
332	51～66		
333	51～77		
334	51～66		
336	51～71		
337	51～54、56～73		
338	51～57		
339	51～54		
340	51～62		
341	51～72		
342	51、53～56、58～67		
343	51～55、57～59、61～69		
344	51～64		
345	51～64		
351	51～62		
352	51～76、78～79		
353	51～61、63～64		
359	51～76		
合計		2,240.70	
335	1～4、6～7、21～22、51～63、95		みずしげん ぼぜん 水資源保全ゾーン もくざいとうせいさんりん ※（ ）は木材等生産林 ちょうふく と重複132.36ha
338	(8)、(53～57)、(95)		
339	(1)、(3)～(4)、(51)～(54)		
341	(1)～(2)、(51)～(52)		
346	1～9、11～14、41～42、51～67、95		
合計		531.80	

別表4 鳥獣害防止森林区域

振興局 08：上川 市町村 23：名寄市

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	1～58、1001～1058	14,895.88
その他	該当なし	

別表4 鳥獣害防止森林区域

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	322～372林班	9,842.32
その他	該当なし	